



1. 災害時の備え

身の安全を確保するためには、ご本人やご家族、地域の皆さんなどが地震に対する理解を深め、事前の備えを心がけることが大切です。

1. 情報収集について

テレビやラジオ、防災行政無線などの放送で、正しい情報を得るようにしましょう。区内の災害情報は、台東区のホームページでもお知らせします。

耳の不自由な方は、近所の複数の特定の方に、緊急の情報をすぐに教えてもらうようにしておきましょう。

また、「たいとう防災気象情報メール」にあらかじめメールアドレスを登録すると、台東区に発表される気象情報や避難などの緊急情報が配信されます。登録方法は、台東区のホームページをご覧ください。

台東区の防災アプリ「台東防災」をあらかじめスマートフォン・タブレットにインストールしておくことで、避難所の場所や開設状況を確認することができます。アプリについてはGooglePlay、AppStoreで無料ダウンロードができます。「台東区防災アプリ」で検索できます。

2. 災害時の避難について

災害時の避難方法は次のとおりです。

- ①自宅から一時集合場所に集まります。
- ②自宅が安全な場合は自宅に戻ります。
※災害後、自宅で生活できるよう食料・水等を備蓄しておきましょう。
- ③一時集合場所から被災状況により避難所又は避難場所へ避難します。
- ④避難所が延焼火災等の場合は避難場所へ避難します。
- ⑤災害が沈静化した後は、区が指定する避難所へ避難します。

避難所とは、災害によりご自宅が倒壊・焼失するなどの被害を受けた住民を受け入れ、宿泊、給食を行う施設です。いざという時のために、ご自分の避難所等を確認しておきましょう。避難所等の場所は、各世帯に配布してある防災地図を参照してください。防災地図は台東区ホームページにもございます。

なお、避難所での生活が著しく困難な高齢者や障害者の方は、二次避難所（福祉避難所）に指定している特別養護老人ホーム、老人保健施設や松が谷福祉会館などで一次的に受け入れ、避難生活の支援、応急的な食料の提供などを行います。

3. ストマ装具の備蓄

日常使用しているストマ装具とは別に、避難時の手持ち用装具として、ストマ装具を備蓄しておきましょう。また、災害時の緊急連絡用として、日常使用しているストマの種別・サイズ、商品名や装具購入先など緊急連絡先をまとめたメモを作成しておきましょう。

☆ 問合せ

危機・災害対策課

電話 (5246) 1092 FAX (5246) 1099

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話 (5246) 1201 FAX (5246) 1179

2. 避難行動要支援者名簿への登録について

大地震などの災害発生時に、一人暮らしの高齢者や障害者など自分の力で避難することが困難な方について、警察署・消防署・町会など、地域が連携して平常時や災害時に安否確認や避難誘導などの支援を行うための基礎となる名簿を区で作成し、警察署・消防署・消防団・民生委員・町会(自主防災組織)へ提供します。

■ 対象

台東区にお住まいの次の方が対象です。(但し、施設入所者を除く)

1. 75 歳以上の一人暮らしの方
2. 75 歳以上のみの世帯
3. 要介護 3・4・5 の認定を受けている方
4. 身体障害者手帳の総合等級 1・2 級かつ下肢機能障害 4 級以上の方
5. 体幹機能障害 3 級以上の方
6. 移動機能障害 3 級以上の方
7. 1・2 級の視覚障害者の方
8. 2・3 級の聴覚障害者の方
9. 1・2・3 度の愛の手帳所持者
10. 1・2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者
11. 人工呼吸器を使用している方
12. その他特に支援を必要とする方

■ 登録方法

随時、対象者へご案内(申請書)を送付しています。登録には、本人又はその家族の申請により、住所や氏名などの支援に必要な個人情報を外部へ提供することへの同意が必要になります。詳しくは下記までお問合せください。

☆ 問合せ

危機・災害対策課

電話 (5246) 1092 FAX (5246) 1099

3. 緊急通報システム

家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、ペンダント式無線発報器のボタンを押すと、直接東京消防庁に通報され、あらかじめ協力依頼している地域の協力員などの援助を得て、速やかな救援を行います。

■ 対象

次のいずれかに該当し、協力員(原則、区内在住の方)を確保できる方

1. 身体障害者手帳1・2級で、18歳以上のひとり暮らしなどの方
2. 重度の難病患者の方で18歳以上のひとり暮らしなどの方

※高齢者緊急通報システム事業の対象となる方を除く

※固定電話回線が必要です。

■ 手続きに必要なもの

身体障害者手帳又は難病医療費助成医療券、印鑑(スタンプ印不可)

■ 費用

世帯全員の所得に応じて自己負担があります。

☆ 問合せ
障害福祉課 区役所2階10番窓口
電話 (5246) 1201 FAX (5246) 1179

4. 火災安全システム

家庭内で火災が発生したとき、火災警報器から東京消防庁に自動通報することにより、火災に対する迅速な消火活動及び対象者の救助を行います。住居管理者として1名の協力が必要です。

■ 対象

次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1・2級で、18歳以上のひとり暮らしなどの方
2. 愛の手帳1・2度で、18歳以上のひとり暮らしなどの方

※高齢者火災安全システム事業の対象となる方を除く

※固定電話回線が必要です。

■ 手続きに必要なもの

身体障害者手帳又は愛の手帳、印鑑（スタンプ印不可）

■ 費用

世帯全員の所得に応じて自己負担があります。

☆ 問合せ
障害福祉課 区役所2階10番窓口
電話 (5246) 1201 FAX (5246) 1179

5. 住宅用火災警報器の設置助成

住宅用火災警報器（煙式）を1世帯に1台設置します。

■ 対象

次のいずれかの項目に該当された世帯

1. 65歳以上の高齢者のみの世帯
2. 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯

※有効に作動する火災警報器が設置されている世帯、公営住宅、シルバーピア、社員寮、旅館などにお住いの世帯は対象外です。

■ 利用者負担

1,000円

☆ 問合せ
台東区社会福祉協議会 はつらつサービス
電話 (5828) 7541 FAX (3847) 0190

6. 聴覚障害者用緊急通報

詳細はP99をご覧ください。